

## 第20回伯耆の国よなご文化創造計画検討委員会議事録概要

開 会 (13:30)

(福島委員長) 委員のみなさん、暑い中出席いただきありがとうございます。昨年11月28日に前回の委員会を開催して以来、しばらくぶりになりますが、スピード感を持った審議をみなさんをお願いしたいと思います。前期計画で図書館、美術館といったハード面が完成し、今日の会議の後半で見学会が予定されているようですが、このことについては非常に良かったと思います。後期計画ではソフト面がかなりありますし、歴史館や湊山球場跡地といったハード面も残っています。日程表に従い進めたいと思いますが、まず、事務局より資料説明をお願いします。

(福田室長) 資料説明をさせていただきます。伯耆の国よなご文化創造計画(後期計画)(案)(別紙2)は前回の委員会でのみなさんのご意見をふまえ、素案(別紙3)を見直したものです。今日は別紙2をもとに審議していただければと思います。まず、策定スケジュールにつき、別紙1で説明いたします。7月中旬に計画素案を作成後、庁内検討会を開催し、協議した結果が、本日お配りした別紙2です。本日、第1回検討委員会を開催した後、第2回庁内検討会を開催し、8月26日に計画素案を公表する予定です。9月には議会等もございますので、今現在の段階でどういう状況かを公表したいという考えです。合わせて9月にパブリックコメントを実施し、市民のみなさんのご意見を募集したいと考えています。その後、パブリックコメントで出た意見を整理し、10月初旬から中旬あたりで第2回検討委員会を開催し、10月末に計画策定というスケジュールを考えています。昨年11月の審議後、間が開いてしまい申し訳なく思いますが、後期計画は平成25年度からということですので、すでに後期の計画期間に入っています。後期計画が決まらないと、施設整備等の事業に着手できないということもあるため、短い期間でのタイトなスケジュールとなりますが、審議をよろしく願いいたします。

そうしますと後期計画の案について、別紙2により説明いたします。まず、第1章ですが、文化創造計画の位置付けについて、文化創造計画が何に基づいて出てきた話なのか、その目的が何なのかといった素案でいまひとつ明確でなかった部分を明確にしています。次に計画の呼び方ですが、もともとあった計画は平成17年度から平成31年度までの15年間を計画期間とする基本計画というものでした。その基本計画の中で前期のスケジュール期間である平成17年度から平成24年度までの計画をまず定め、その進捗状況を勘案して、平成25年度から平成31年度までの後期のスケジュールを立てることとなっていました。素案では後期基本計画という呼び方をしていましたが、今回の案では(前期計画に対する)後期計画という呼び方で整理しました。次に後期計画の策定に関してですが、素案の中ではⅡ章で現状と課題を取り上げ、Ⅲ章でこれからの取り組みとして「平成19年に策

定した「伯耆の国よなご文化創造計画」に掲げる基本理念等を踏まえ、文化を切り口としたまちづくりという視点を持ちながら各種施策に取り組むこととし、後期計画を策定するものです。」という言い方で後期計画の方針を示しています。このたびお示しする案ですが、後期のスケジュールの策定にあたっては、前期計画の基本理念を念頭に置きつつ、前期計画の進捗状況や情報化の進展などの情勢変化を踏まえた上で、推進すべき施策・事業の内容を検討し、その結果、改めて前期計画で示されていた4つの基本方針を整理し、後期計画を策定することといたしました。

前期計画の評価につきましては、別紙2の第2章で事業の実施状況の一覧と成果を掲げています。事業の実施状況は今年の検討委員会での前期計画の総括をもとに記したものです。また、事業ごとの総括票を資料として別紙2の後ろに添付しています。次に前期計画の総括についてですが、後期計画は前期計画の総括に基づいて見直し等を行い策定しておりますが、前期計画では図書館、美術館といった一部事業着手が遅れたものや山陰歴史館や米子城跡の整備といった未実施のものもありますが、文化施設の整備事業などの実施により、市民の文化活動に大きく寄与する進展があったと考えています。今後については未実施の事業や新規に取り組む事業につき適切に対応していくとともに、これまでに整備してきた文化施設の利活用を図り、人材育成を念頭においたソフト事業の充実についても努めていく必要があります。

ここまで後期計画策定の評価や考え方について説明してきましたが、ここで今年の検討委員会で別紙3の素案についてご意見をいただいた箇所をどのように整理したかを簡単に説明いたします。まず、別紙3の網掛け部分「社会情勢の変化と多様化する市民ニーズや新たな行政課題の出現など、状況がめまぐるしく変化」（1ページ）、「市民の文化芸術に関する志向も多様化しています」（3ページ）についてですが、何がどのように変化したか、平成19年度以降の環境変化について整理する必要があるとのご意見をいただきました。これにつきましては、ICTの進展やマンガ、アニメなどのポップカルチャーの広がり、インターネット環境の整備などの環境変化はありますが、計画を作るにあたっての影響力のあたる大きな社会情勢の変化は認められなかったと考え、これらの記述は削除しております。

次に、よなごの宝掘り起こし事業は人材育成に繋がる文化創造計画人づくり事業としての展開が図られているという部分につきまして、必ずしもよなごの宝の掘り起こしが人材育成に繋がるとは思えないというご意見や、これを教育の中に組み込んでいけば人づくりに繋がるのではというご意見や宝そのものの対象物を変えるなどして再度よなごの宝を掘り起こしてはというご意見をいただきましたが、後期計画では前期で整備した施設の利活用による人材育成が課題になるかと思えます。人材育成につき関係課で協議しましたが、人材育成に繋がるような新しい事業について、個別の提案はありましたが、方向性を決定付けるような明確なものは出てきませんでした。前期計画での「よなごの宝88選」というような事業は後期計画では今のところ計画できていません。人材育成についての考え方ですが、ひとつの事業により人材育成をするのではなく、文化団体の活動を支援したり、

学校教育や社会教育の中で市民が文化に触れる機会や指導者から指導を受ける機会を設けることによって、人づくり、人材育成を図っていくという考え方で後期計画を策定しており、よなごの宝の掘り起こしについてはそれらの中のひとつだと整理しています。

次に別紙3の網掛け部分「国際マンガサミット鳥取大会」「ポップカルチャー」(3ページ)についてですが、「国際マンガサミット鳥取大会」と限定するのはいかなるものかといったご意見や「ポップカルチャー」についての記述につきましては、主流の文化芸術だけでなくマンガ、アニメなどのポップカルチャーも育てていく必要があるとか、マンガが文化として社会的に容認されているといった肯定的なご意見もいただいております。市民の文化芸術に関する志向の多様化については、素案では社会情勢からみた課題として取り上げましたが、今回の案の中では取り組む事業の中で多様な文化芸術への支援といった施策・事業として掲載しています。

素案ではアンケート結果からみた課題(4~6ページ)を載せていましたが、このアンケートは米子市教育振興計画策定のために実施したもので、文化創造計画策定のために行なったものではなく、アンケートの設問に疑問があるというご意見をいただいております。また、その他自由意見の網掛け部分「ふるさと米子の誇れるものを挙げられる人が少ない」という意見に対して、後期計画の中で大きなものを掘り出して市民に定着させてはどうかというご意見もいただいております。アンケート結果について整理はしていますが、アンケート調査の結果が文化創造計画の考察につながっていないと思われ、アンケート結果からみた課題についてはあまり意味がないものと考え、今回この部分を削除しています。

次に素案第Ⅲ章の網掛け部分「これらの施設の整備を推進して」(7ページ)についてですが、施設整備の捉え方について美術館、図書館、公会堂、歴史館を一括りにしていますが、この部分につき前回の検討委員会で、「美術館、図書館の整備に着手し、さらに公会堂、歴史館などの整備を推進していく」としてはどうかというご意見をいただいております。後期計画では、美術館、図書館の整備と公会堂、歴史館などの整備を分けて考えています。また、同頁のもうひとつの網掛け部分「県が提唱するマンガ王国とっりの取組みに呼応し」について、削除してはどうかというご意見をいただいておりますが、今回の案の中では考え方を整理しこのような表現は改めています。続きまして、次頁の網掛け部分「ユルい」という表現についてですが、表現が曖昧で理解しにくいという意見がございましたので、今回、この表現はなくしています。

ポップカルチャーやサブカルチャーについて、ごく一部の人々の文化であり、文化創造計画の中に入れる必要はないのではという意見がございましたが、文化芸術振興基本法の中では基本施策として、マンガやアニメなどのメディア芸術の振興についても必要な施策を講じるよう記されていますので、ポップカルチャーやサブカルチャーについても計画に載せる必要があると考え、今回の案の中にも掲載しています。

後期計画を策定するにあたり、前期計画の4つの基本方針は継承すべきと当初考えていましたが、体系的にわかりやすく整理するためにはある程度の見直しが必要と考え、別紙

4で前期計画と後期計画の施策の体系の比較表をつけています。まず、基本方針ですが、前期計画では4つあったものを、後期計画では3つに整理しています。前期計画の基本方針1「歴史的文化の保護、活用と掘り起こし」は、後期計画の中では基本方針2「文化施設の整備・活用」の中の(2)「歴史関連施設の整備・活用」の中に取り込みました。次に、前期計画の基本方針4のうち、各施設が持っている情報をデジタル化して整備する(5)「情報のデジタル化と情報基盤の整備」については、完了しておりますが、(6)「情報ネットワークの構築事業」については、文化情報ウェブというものを作成し、その中で各施設が保有していた情報をデジタル化し、検索、閲覧しやすい形にしようというものでした。これについて、後期計画では「文化関係情報の充実」と「ネットワーク機能の充実」の2つに分けて整理しています。また、これまでは新しいウェブサイトの作成に主眼を置いてきましたが、今後は市のホームページの中で、文化施設の情報を閲覧できるような形のほうが、より現実的だと考えています。

その他、前回の検討委員会で、素案9ページの「文化・芸術拠点施設の整備と活用」の中で図書館や美術館の整備について記していますが、これについて、図書館、美術館から山陰歴史館へという周辺施設の一体的な活用についての取り組みとして計画に入れるべきではないかというご意見をいただいております。施設の一体的な活用について計画に盛り込むには、中心市街地活性化や観光といった視点で捉えた施設の利活用を踏まえたうえでの計画になってきますが、それらの部署との調整が現在進行中のため、現時点で計画の中に明確に盛り込むことができません。したがって、山陰歴史館の整備等につきまして教育委員会としての立ち位置で整理していくという考えに基づき、後期計画では提案させていただいております。例えば山陰歴史館につきましては、文化財としての建物とその中に入っている歴史館という機能とを2つに分けて考え、建物としては文化財としての保全、歴史館の機能としては現在博物館状態になっていますが、そこに行けば米子の歴史がひと目で分かるというような施設として、整備をしていくことになろうかと思えます。

次に、同じく素案9ページの「伯耆古代の丘整備」についてですが、これと素案12ページの「淀江地区の歴史・文化資産の紹介」とを淀江関連でつなげて表記したほうがわかりやすいのではというご意見と、一方ではそうではなく基本施策に基づく体系の整理が必要ではないかというご意見もいただいておりますが、基本方針、主要施策という体系の中で、そこに各事業を組み込むという整理の仕方といたしました。続いて、素案10ページの「米子城跡の整備」についてですが、堀跡、二の丸、三の丸を復元すべきではとのご意見をいただいておりますが、米子城跡については史跡公園として整備する方針が出ており、文化課だけでなく、市長部局の関係課と調整を図りながら整備をしていくこととしており、今回の計画の中では史跡公園として整備しますという言い方にとどめています。

素案11ページの「情報ネットワークの構築」についてですが、前回の検討委員会で、ネットワークの運用方法について、事務局としても検討してもらいたいというご意見をいただいておりますが、市のホームページを充実させるとともにこれまで別途設けていた文

化情報ウェブは廃止し、市のホームページを入り口として各施設の情報を検索、閲覧できるような仕組みとしたほうが良いのではないかと考え、後期計画ではそのようにしたいと思っています。次に同頁の「市民の文化活動の支援」について、文化芸術団体への支援を付け加えてほしいというご意見がございましたが、別紙2、6ページの「文化芸術活動への支援」のところで、よなごの宝88選実行委員会への支援、多様な文化活動への支援、米子市文化奨励賞贈呈事業といった形で整理しています。

最後に、素案18ページの結びの部分についてですが、行政、市民、団体、関係機関が協同で文化創造計画を進めるという表記をしていましたが、今回の提案では見方を変えて、別紙2、12ページにお示したように、それぞれが果たすべき役割があるのではないかと、文化芸術振興基本法の中でもそのようなニュアンスで書かれているんですが、それぞれが役割を果たすことで文化芸術の振興を図っていくという考えのもと、計画を推進していく主体は市民や文化団体という捉え方をし、行政の役割は文化活動を支援するための環境整備に努めることとしました。ただし、文化施設の整備・活用に関しては、文化部門以外のまちづくりや観光といった部門との連携が重要となることから、関係各課との連携を図りながら計画を推進していくこととします。以上で資料説明を終わりますが、別紙2の最後に文化創造計画（後期計画）スケジュールを付けておりますので確認していただければと思います。

（福島委員長）長時間の資料説明でしたが、委員のみなさん、疑問点があれば質問していただき、その後、後期計画の審議に入りたいと思います。

（高橋委員）別紙2の第4章で市民の役割として「市民には、一人一人が市民文化の担い手として、芸術文化、歴史的文化などに積極的に触れたり活動したりすることを通じて、それぞれが持っている知識や経験を発揮することが求められます。」と書かれていますが、行政が市民にこのような役割を求めることに違和感を感じます。みなさん、どう思われますか。

（田中委員）確かに「求められます」という表現はきつい感じがします。行政が文化活動の支援をするという基本的な姿勢や市民が果たさなければならない役割についてはよくわかりますが、市民には「求められます」となっているのに、文化芸術団体には「期待されます」、行政は「努めます」となっているのは、表現が市民には厳しく、団体にはやわらかく、行政にはもっとやわらかくという風に感じます。

（福田室長）そう言われると確かにそのように思います。文化創造計画はネットワーク作りだという元々の方向性が出されていますが、資料に文化芸術振興基本法をお付けしたのは、平成13年頃から文化芸術の振興を図るため、国が法律を制定し、県や市に振興計画を

定めるよう言ってきましたが、米子市では淀江町との合併をきっかけに文化創造計画の策定という話が出てきました。文化振興のためにはどのような方法が一番よいかと他の自治体の計画を参考にしながら考えた結果、主役はあくまで市民ということで、このような整理をしましたが、確かにきつい感じがしますので「求められます」を「期待されます」としてはいかがでしょうか。

(高橋委員) いろんな法令や憲法でも市民が生き生きと活動するために行政が施策を行なうのであり、行政が市民にこうしろというのは他にないと思う。

(丸山委員) 市民も行政も文化芸術団体も教育機関も同等の立場にあると思いますので、この4つは同程度の役割を担っているという言い方でまとめてほしい。4行目の「中でも行政は」以下で行政の役割について書かれているのはよいが、市民の役割がきつく感じる。

(福島委員長) だいたい、各委員さんの考え方は同じなようですので、例えば「求められます」という所を「期待されます」といった表現に変えるようなことを考えてみてもらえますか。

(丸山委員) 「求められます」にしる「期待されます」にしる市民が行政に試されているような気がして違和感を感じます。

(山根委員) 別紙5の文化芸術振興基本法の中では第5条で「国は国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない」と書かれているだけで、国民に向けて、今回の案で市民の役割という形で出ているような文言は見受けられない気がします。

(福田室長) この法律は国の立ち位置で作られたもので、この中で「国は国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない」と書かれているのは、各自治体に振興計画を作るよう要請したりすることだと思います。市民と最も近い位置にいる市の立ち位置としては、振興計画を推進する上で市民の役割を示すことが必要だという考えで今回の案を作りました。計画の中で主体である市民の役割を示さないというのも違和感があると感じたため、あえて市民の役割を掲げました。

(高橋委員) すべては市民のために行われているので、あえて市民の役割を書くのは変な気がします。

(田中委員) それぞれの役割を明確にすることが必要というのは気持ちとしてはよくわかりますが、前期計画ではみんなが協働でやっていくという言い方で同じ内容のことが書か

れており、今回あえて市民の役割を書く必要はないのではないかと思います。

(福田室長) それでは、第4章1～3の役割を削除して、「中でも行政は」の所に市の役割を持っていくという形はいかがでしょうか。

(田中委員) 市の役割もなくてよいと思う。市は市民と協働で計画と推進し市民の活動を支援すると前段で基本的な姿勢が書いてあり、あえて二重に書く必要はないと思う。

(高橋委員) 市の役割はあったほうがよいと思う。

(福島委員長) 役割を削るのは簡単なことですが、文化は市民が作るものであり、「求められます」という表現がきついということなら「期待されます」という表現に変えて市民の役割があってもよいのではないかと思います。他の委員さんはいかがですか。

(伊藤委員) 言葉を和らげてもらえばいいとも思いますし、あえて市民の役割がいるのかという気もします。

(先灘委員) 前期計画で推進してきた部分と同じ部分であり、解釈の問題が出てくるなら、今回、あえて役割をあげる必要はないと思う。

(丸山委員) 言葉をやわらかくするなら、市民の役割はあってもいいが、4つの役割が同列であることで初めて文化が創造されると思うので、4つの役割は同列であってほしい。4つの役割を削除するなら、前段の文章をもう少し深く書き直す必要があると思う。

(福田室長) そうしますと、1～4の役割は削除してしまい、「中でも行政は」という部分に、行政としてこだわりのある「文化部門以外のまちづくりや観光といった部門との連携が重要となることから、関係各課との連携を図りながら計画を推進していくこととします。」という部分を入れてまとめさせてもらうということでいかがでしょうか。

(福島委員長) 一応、折衷案で4つの項目は削除して、それぞれの内容を全体に少しずつ取り込んで、市の考えもあるようなので、それも取り込んでまとめてもらうということでは、別紙2の後期計画(案)につき、ご意見をいただきたいと思います。

(田中委員) 1ページの「伯耆の国よなご文化創造計画の位置付け」についてですが、新市総合計画の中では「文化拠点施設の整備とネットワーク化を行い、相互に有機的な連携

を可能にすることで、情報発信力を高め、市民の文化活動への参加を促し、新しい文化を創造するまちの実現に努めます。」となっているのに対して、今回の案では「文化関係の拠点施設をネットワーク化し、各施設の情報を随時閲覧、情報発信、公開することで、市民や来訪者、研究者等の多様なニーズに応えようとするものでした。」となっているが、この書き方だとニーズに応えるだけで、文化創造に繋がらないのでは？

(福田室長) 文化創造ということについてですが、もともとは米子と淀江のそれぞれの文化が合併によって、新しい文化を作っていくという所での文化創造計画だったわけですが、そもそも文化というものは狙って作れるものかということですが、時代時代の流れの中で、文化振興のための環境整備に努めることによって、こういった文化が育まれるかが決まってきたり、行政の力の入れ具合によって活性化される文化の種類が違ってくるといようなことはあるかと思いますが、文化創造計画といいながら、文化を創造するということが自体どうかとは思いますが。

(田中委員) 文化を創造するための計画というものはないと思いますが、文化を育むための活動とか施策といったものはあると思います。多様なニーズに応えることが文化創造に繋がるという考えなら、それはそれでよいが、総合計画では文化創造について明確に言及しているので、総合計画の内容と齟齬を生じないように検討してもらいたい。

(福田室長) わかりました。検討いたします。

(田中委員) 5ページで「歴史・文化」という表記に対して、「文化芸術」という表記には中点がないが、どういう理由によるものか？

(福田室長) 「文化芸術」については、文化芸術振興基本法の中でそのように表記されており、それに準じた表記といたしました。「歴史・文化」については、文化芸術振興基本法の中には出てこなかったもので、中点で分ける表記といたしました。

(福島委員長) 4ページの前期計画の総括のところ、「文化施設の整備事業などの実施により、将来にわたる市民の文化活動に大きく寄与する進展があったと考えています」と過去形になっているが、図書館や美術館の整備による文化活動への寄与はこれからのことなので「進展があるものと期待されます」といった表現のほうがよいのではないかと思います。いかがですか？

(福田室長) この部分に関してですが、一部事業着手に遅れたり、未実施のものもありますが、上淀白鳳の丘展示館など平成24年度までに実施できたものもあり、前期計画の総



括なので過去形の表記にしています。「大きく寄与する進展があった」という表現はやや過大評価の感があるかもしれませんが、過去形の表記についてはこれでよいと考えています。

(丸山委員) これは、図書館や美術館の整備も踏まえての総括ですか？

(福田室長) そうではないです。図書館や美術館の整備は着手はしたが、実施できなかったという整理です。

(丸山委員) 「大きく寄与する進展があった」かどうかですが、文化財関係については、よなごの宝88選や伯耆古代の丘公園の整備など大いに寄与したと思っています。ただし、まだまだ宣伝不足の面はあるかと思しますので、それが今後の課題です。

(福島委員長) 6ページの「無形文化財の保存・伝承」は非常に良いことだと思いますが、弓浜緋は例示として必要ないものでしょうか？

(岡課長) 弓浜緋は、商工関係が支援しており、産業として育成するという位置付けで米子市は取り組んでいるところです。

(田中委員) 弓浜緋は、その技術が県の無形文化財に指定されており、加えるべきでは？

(福田室長) 所管課の商工課に確認して、補助金の交付など何らかの活動支援を行なっているということなら、ここに加えたいと思います。

(福島委員長) 同じく6ページの「文化芸術活動への支援」のところで「よなごの宝88選実行委員会への支援」は、前期計画では「よなごの宝掘り起こし事業」として一定の成果を得たのは認めるが、後期計画の支援事業としてまで挙げる必要があるか疑問に感じます。というのは、団体立ち上げの当初は支援が必要としても、ある程度期間が経過すれば独り立ちしていく必要があると思うからです。それと次の「多様な文化活動への支援」のところで、もっと多様な文化施設や文化活動があるはずなのに「文化ホール」とか「ダンス教室」など例示が限定的なのが不公平に思われる。また、「発表会」は習い事の発表であって、文化芸術活動には値しないので表現を改めて欲しい。

(福田室長) 「多様な文化活動への支援」に関しては、表現の仕方を工夫してみたいと思います。

(田中委員) 「よなごの宝88選実行委員会」に関してですが、5ページの「歴史・文化資

産の活用」の中でも事業の中心となっている組織であり、文化創造計画で日々、動いているものはこれしかないので今後も広げていき、よなごの良さを掘り起こしていくため、支援していく必要があると思う。

(岡課長) 後期計画に「よなごの宝88選実行委員会への支援」を入れているのは、「よなごの宝88選」は、前期計画の中で選定し、本を作り、一つの完成を見たわけですが、それ以降も継続的に切り口をかえて発見し、広げていかなければならないという課題と、地域の文化を掘り起こしていきながら、それを次世代に繋げていくという課題があり、それがなかなか十分に出来ていないというのが現状で、そのためにある程度時間が必要とも考えています。行政としても、そこにお金をどんどん突っ込めばいいという話ではなく、ある程度、人を育てていく中で、人的支援ということで、ゼロ予算の中で継続してやっていくという取り組みであり、ここには入れておきたいという思いがあります。

(丸山委員) 実行委員会ではなく、実行事業への支援としてはいかがですか。実行委員会というといかにも特定の団体へ支援しているというような誤解を生むと思います。

(福島委員長) 私も「よなごの宝88選」事業自体への支援をやめるべきだとは思っていない。ただし、団体としては支援をし始めて何年もたっているもので、独り立ちしたものとして他の団体と同列に支援していくべきだと思う。実行委員会への支援という表現はひとつの団体に支援がシフトしているように思われる。

(福田室長) そうしますと「よなごの宝88選」自体は残す。ただし、特定の実行委員会への支援ではなく、そういった事業への支援をするという形で整理したいと思います。

(福島委員長) 「米子市文化奨励賞贈呈事業」についてですが、事業概要は前期計画と同じだと思いますが、これを後期計画でどのように変えていくつもりですか。

(福田室長) 今の時点でそこまでは考えていません。

(岡課長) 広報やホームページを通してのPRなどは積極的にやっていくことと、今は多様な文化関係の方に受賞の機会が出てきているので、そういった方々と連携した事業も将来的には検討できるかと思います。

(福島委員長) 後期計画の支援事業としてやるからには「贈呈し、そのPRに努めます」というような形にしてはどうですか。

(福田室長) わかりました。工夫させてください。

(田中委員) 3 ページで「市民によなごの良さを再認識していただく機会」という表現があるが、違和感を感じます。

(福田室長) 「市民がよなごの良さを再認識する機会」と訂正いたします。また、7 ページの「文化・芸術」は誤りですので、「文化芸術」への訂正をお願いします。

(伊藤委員) 8 ページに「特定文庫室」とあるが、正しくは「特設文庫室」ですので、訂正をお願いします。

(福田室長) 失礼しました。訂正いたします。

(福島委員長) 最後に、次回の検討委員会は10月中旬ということで、今回の案で修正する必要がある部分は修正をお願いします。みなさん、お疲れ様でした。

閉 会 (16:20)